

改正

平成18年7月7日規則第28号

西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第194号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

(有料施設の利用期間)

第3条 西海市西海みかンドーム（以下「みかンドーム」という。）の利用期間は、4月1日から12月31日まで及び1月3日から3月31日までとする。

2 指定管理者は、みかンドームの有料施設の管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用期間を変更することができる。

(申請)

第4条 利用の許可を受けようとする者は、西海みかンドーム利用申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、利用の許可をしたときは、西海みかンドーム利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、第4条の申請を受けた場合において、施設管理上必要があると認めるときは、許可しないものとする。

(利用料金の納付時期及び方法)

第7条 第5条の規定により許可を受けた者は、みかンドームの有料施設を利用した後、条例第8条第2項の利用料金を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金は、現金で納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、みかンドームの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月7日規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月23日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の西海市西海みかンドームの設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

西海みかんどーム利用申請書

年 月 日

西海みかんどーム指定管理者 様

住所 _____

申請者 氏名 _____ (印)

連絡先 _____

下記のとおり、西海みかんどームの利用について申請します。

利用期間	年 月 日より 年 月 日まで	(日間)
利用時間帯	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分	
利用目的		
利用室名	イベント広場 研修室 加工室 その他 ()	
利用範囲	全面 部分 その他 ()	
利用予定人数	総数 人 大人 人 小人 人 幼児 人	
利用備品	4人座り机 脚 木製いす 脚 その他 () 長机 脚 い す 脚	
利用料金		

- 1 西海市西海みかんどームの設置及び管理に関する条例、西海市西海みかんどームの設置及び管理に関する条例施行規則及び係員の指示事項をお守りください。
- 2 利用後は、清掃をしゴミは持ち帰りください。
- 3 施設及び備品を破損し及び亡失した場合は、実費弁償を請求することがあります。
- 4 施設内での事故、盗難等その他のトラブルには一切の責任を負いかねます。
- 5 当該施設の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該利用を許可しません。
- 6 施設利用の許可をした後、その利用が5に該当することが判明した場合でその組織の利益となると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。この場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めは、施設管理者は負いません。

西海みかんだーム利用許可書

年 月 日

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

西海みかんだーム指定管理者 _____ 印

下記のとおり、西海みかんだームの利用を許可します。

利用期間	年 月 日より 年 月 日まで	(日間)
利用時間帯	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分	
利用目的		
利用室名	イベント広場 研修室 加工室 その他 ()	
利用範囲	全 面 部 分 その他 ()	
利用予定人数	総数 人 大人 人 小人 人 幼児 人	
利用備品	4人座り机 脚 木製いす 脚 その他 () 長 机 脚 い す 脚	
利用料金		

- 1 西海市西海みかんだームの設置及び管理に関する条例、西海市西海みかんだームの設置及び管理に関する条例施行規則及び係員の指示事項をお守りください。
- 2 利用後は、清掃をしゴミは持ち帰りください。
- 3 施設及び備品を破損し及び亡失した場合は、実費弁償を請求することがあります。
- 4 施設内での事故、盗難等その他のトラブルには一切の責任を負いかねます。
- 5 当該施設の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、当該利用を許可しません。
- 6 施設利用の許可をした後、その利用が5に該当することが判明した場合でその組織の利益となると認めるときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。この場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めは、施設管理者は負いません。